



県章

# 山形県公報

平成27年11月17日（火）  
第2698号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

○山形県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則……………（県土利用政策課） ……1401

### 告 示

- 国土調査の成果の認証……………（農村整備課） ……1402
- 同 ……（ 同 ） …… 同
- 同 ……（ 同 ） …… 同
- 地域森林計画の変更の案の縦覧……………（林業振興課） ……1403
- 公共測量の終了の通知……………（県土利用政策課） …… 同
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……………（都市計画課） …… 同
- 都市計画事業の認可の告示……………（ 同 ） …… 同
- 開発行為に関する工事の完了……………（最上総合支庁建築課） ……1404

### 教育委員会関係

#### 告 示

○山形県教育委員会11月定例会の招集…………… 同

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………（最上総合支庁地域振興課） …… 同
- 県営住宅入居者の一般公募……………（置賜総合支庁建築課） ……1405

## 規 則

山形県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年11月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第63号

#### 山形県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

山形県屋外広告物条例施行規則（昭和49年12月県規則第74号）の一部を次のように改正する。

第14条第4項中「第30条の8第1項」を「第30条の15第1項」に、「本人確認情報」を「同項に規定する都道府県知事保存本人確認情報」に改める。

第15条第2項第3号中「施行」を「施工」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第960号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
平成27年11月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
鶴岡市
- 2 調査を行った期間  
平成25年4月1日から平成26年12月24日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
鶴岡市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
越沢の一部
- 5 認証年月日  
平成27年11月9日

### 山形県告示第961号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
平成27年11月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
長井市
- 2 調査を行った期間  
平成17年5月9日から平成27年2月17日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
長井市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
成田、森及び宮の各一部
- 5 認証年月日  
平成27年11月9日

### 山形県告示第962号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
平成27年11月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
東根市
- 2 調査を行った期間  
平成25年4月1日から平成27年1月30日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
東根市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字長瀬の一部
- 5 認証年月日  
平成27年11月9日

**山形県告示第963号**

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により地域森林計画を変更するため、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成27年11月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 森林計画区 of 名称

- (1) 最上村山森林計画区
- (2) 置賜森林計画区
- (3) 庄内森林計画区

## 2 地域森林計画の変更の案の縦覧の場所及び期間

- (1) 場所 農林水産部林業振興課及び1の森林計画区を所管する総合支庁の産業経済部森林整備課
- (2) 期間 平成27年11月17日から同年12月7日まで

## 3 その他

1の森林計画区に係る地域森林計画の変更の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

**山形県告示第964号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、道路管理者山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成27年11月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 公共測量を実施した地域

尾花沢市大字母袋

## 2 公共測量を実施した期間

平成27年7月22日から同年10月30日まで

## 3 作業の種類

公共測量（数値撮影（デジタル）及び数値図化）

**山形県告示第965号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき南陽市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成27年11月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 変更に係る都市計画の種類

南陽都市計画用途地域

## 2 縦覧の場所

県土整備部都市計画課

**山形県告示第966号**

次のとおり都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による告示があった。

平成27年11月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 鶴岡都市計画道路事業
- (2) 名称 3・6・1号道形黄金線

## 2 施行者の名称

山形県

## 3 事務所の所在地

山形市松波二丁目8番1号

- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分 鶴岡市馬場町地内
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 告示年月日及び番号  
平成27年11月9日 東北地方整備局告示第175号

#### 山形県告示第967号

次の開発行為は、完了した。

平成27年11月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成27年5月29日 指令最総建第6号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
新庄市常葉町1265番
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
新庄市大字鳥越字駒場1488番地37 有限会社O・Kプロジェクト

### 教育委員会関係

#### 告 示

#### 山形県教育委員会告示第19号

山形県教育委員会11月定例会を次のとおり招集した。

平成27年11月17日

山形県教育委員会  
委員長 菊 川 明

- 1 招集の日時 平成27年11月19日（木）午後1時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題
  - (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について

### 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成27年11月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成27年11月5日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人山と川の学校
  - (2) 代表者の氏名  
奥山 征一郎
  - (3) 主たる事務所の所在地  
最上郡最上町大字志茂306番地の3
  - (4) 定款に記載された目的

性別、年齢を問わずより多くの方々との活動を通し、地域の安心、安全を構築すると共に、子育て支援や福祉の充実と生涯学習の大切さを主眼に事業の展開に務め、地域コミュニティの拠点となる事を目的とする。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成27年11月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃					摘要	
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者	収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者		収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者
県営太田町アパ ート2号	米沢市太田町五 丁目1-10	3DK	74.0	2	一般用	23,300	26,900	30,800	34,700	39,700	45,800	3月分 の家賃 に相当 する額
同 4号	同	同	74.0	2	同	23,600	27,300	31,200	35,200	40,200	46,400	
同 春日アパー ト1号	同 春日五丁 目2-43	同	58.4	1	同	15,800	18,300	20,900	23,600	27,000	31,100	
同 2号	同	同	64.2	1	同	17,700	20,400	23,300	26,300	30,100	34,700	
同 中田第2ア パート1号	同 中田町 901-2	同	54.6	3	同	13,000	15,000	17,200	19,400	22,200	25,600	
同 2号	同	同	55.7	1	同	13,500	15,600	17,900	20,100	23,000	26,600	
同	同	同	55.7	1	同	13,500	15,600	17,900	20,100	23,000	26,600	
同 中田第1ア パート2号	同 658-3	同	68.8	3	同	22,400	25,800	29,500	33,300	38,100	43,900	
同 大町アパー ト	東置賜郡高島町 大字高島695-12	同	58.0	1	同	13,900	16,100	18,400	20,800	23,700	27,400	

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者（ただし、昭和31年4月1日以前に生まれた者を含む。）であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者（ただし、昭和31年4月1日以前に生まれた者を含む。）又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成27年12月1日から同月7日まで（受付時間 午前10時から午後5時まで）（ただし、郵送の場合は、平成27年12月7日までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産置賜事務所

5 入居の時期 平成28年2月上旬